

2019年6月27日  
中央教育審議会  
法科大学院等特別委員会

法科大学院の共通的な到達目標モデルについて

早稲田大学教授  
山野目 章夫

法科大学院の「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」は、法科大学院の教育の全般において、また特に未修者教育において、教育の具体の目標を提示する重要な役割を担っている。

作成されてから時日が経過しており、その間の法制の変更を反映すべき事項など見直すべき事項が少なくない。

法科大学院協会と連携し、所要の見直しをすることが望まれる。

見直しに際しては、未修者教育が直面する課題や、学部教育との連絡調整の観点も意識しつつ、法学教育の在り方を再点検し、法学教育が授けることが望まれる事項が適切に見究められるべきである。

なお、共通的な到達目標モデルの見直しが今後とも適時にされるよう継続的な態勢を整備することも考えられてよい。